

見積書
提出期限

令和8年3月18日(水) 午後5時まで

物品買受見積書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

城東区長 吉村 悟 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者

印

下記について、関係法令・貴市関係規定を守り公告事項・別紙仕様書及び注意事項を
確認のうえ、次の金額で申し込みます。

記

廃棄文書・紙ごみ 金額(税抜) (単価:1kg)			百万			千			円			銭
--------------------------------	--	--	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

アルミニウム 金額(税抜) (単価:1kg)			百万			千			円			銭
------------------------------	--	--	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

記

名称	令和8年度城東区役所廃棄文書・紙ごみならびにアルミニウム売払(単価契約)
代金納付期限	城東区役所が発行する納入通知書の期限
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
現品所在地	大阪市城東区役所 大阪市城東区中央3-5-45
契約内容	別紙仕様書のとおり

通 知 書 事 項

1	見積りに付すべき事項	物品買受見積書のとおり
2	保証金	大阪市契約規則第19条第1項第2号により納付を免除する。
3	契約条項を示す場所 及び見積書提出場所	大阪市城東区中央3-5-45 大阪市城東区役所3階 総務課
4	見積書提出日時 (見積書提出期限)	令和8年3月18日(水) 午後5時00分
5	見積の無効	次の場合に該当する見積は、無効とする。 ○大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する見積 ○本市が交付した事業請負見積書を用いないでした見積 ○同一見積について、他の見積者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として見積したときはその全部の見積 なお、無効の見積をした者は再度の見積に参加することができない。
6	契約書作成の要否	要
7	見積書記載方法等	物品買受見積書には、税抜の金額を記載すること。 見積書に記載された金額に100分の10を上積みした額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位を切り捨てた額)を契約単価とする。
8	その他	○契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること。 ○保証金の納付を免除された者が、契約相手方に決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結をしないときは、大阪市契約規則第21条第2項により契約金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 ○見積者は、提出ずみの見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ○個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。 ○議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、市議会の議決を経た後、契約を締結するものとする。 ○この見積において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の3に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。 ○契約相手方に決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 ○契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(表面 物品買受見積書)